912.3
ハ

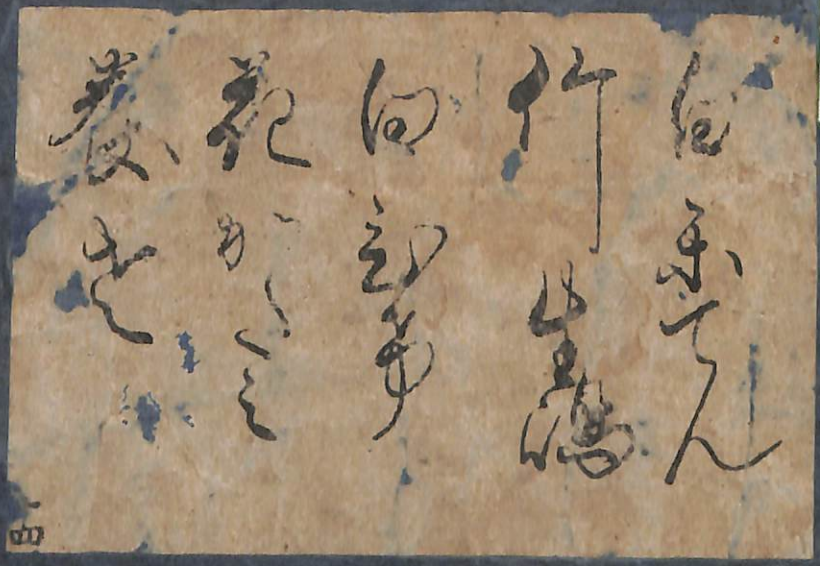

白楽天

ワキ次第
舟漕出て日の本の　そなたの國をたづねん
抑是ハ唐の太子の賓客白楽天とは我事也さても
是より東に國あり名をば大日本と申す急ぎ彼國に渡り日本の智恵
をはかれとの宣旨を蒙り只今海路に赴く

さし上 東海乃波路遥に行舟乃かくなよ
へ白のうけ旅衣雲のかゝる乃天津空文
出汐をまつよりかへる浪の白 白
なの浪かかる白波乃浪かぎりなく
あさの花かさや白妙の浪よりよくは
滄海に船よりくに漕ぎ越えて眺め
よそにこそいはは越 都の白雲の海乃

湖かけ月のさ姫松風よりの
浦の秋 一葉浮ぶ船の浪のかく湖水
湧くかと翠浪も浸し越ぬ揺る
し花羅綾の扁舟揺とうちさわぐ湖
君が名の浪乃上かくれなきまつがお
比良の海と嶺の松浦にあれ山
あはれ月の 月れいやし雲もうつる住

物ごとに歌をよまぬはなき松梅や
いきとし生ける者ごとに人のみならず鳥類畜類に
とも和歌の道を例に和歌にあれ
流石ありし花に鳴くうぐひすの声をきゝそめ
蛙迄唐土の日本にいたるまで
よみ翁もあらましごとを八雲のおもふ事のあらば
あり抑鶯の歌とよむことは證歌あり

孝謙天皇の御宇かとよ大和の葛城の
高天の寺に梅のえだにゐたる鶯の鳴くを聞けば
初陽毎朝来不遭還本栖となくが文字に
うつしてこれは三十一字の歌なり
さりや初陽のあしたごとには来れども
あはでぞかへる本の栖の梅に来鳴きし鶯の
うたをとりしも鳥類畜類まで

娑竭羅龍王の第三の姫宮にて海

ゑしては海青楽を舞給へ八大龍王もよろこひそえ

ちうれんの雨を養し空海より翔りつ鏡わ

そふ小息ゑの風神を伝へ次第く唐

船を照てより浮出て御宝を綱や

紳と表小与綱や紳と表々御の綱をね

めそたしとうとうねめそたしさ

住吉乃神すみよしの神住吉乃神わか
出し住吉乃すみよしの神の力のあらん程
はよも日本をば従へさせ給はしすみやかや
に浦の波乃立帰り給へ楽天住吉現
じ給へば伊勢石清水賀茂春日鹿嶋
三嶋諏訪熱田安芸の厳嶋の明神ハ
娑竭羅龍王の第三の姫宮にて海上に

うかんで海青楽を舞給へば八大龍王ハ八
つのおんせいの曲を奏し空海に翔りつゝ舞あ
そぶ小忌衣の手風神風に吹もどされて唐
船ハ爰より漢土にかへりけり実に有がたや
神と君実に有がたや神と君が代の動かぬ
国ぞ久しき動かぬ国ぞ久しき

乃文井を帰し　おもとも出て通ひさる志賀の里
ふかの浦ふかも苦しかりふかゝのうら小人と宮
作まり　越　雨向や浅々深き世のほかうれハ波
とも陽に海乃雨霧わたりの那かる毛
一声　あ家に海そ舟の道しるべそうなる。さてかる
那れ　音　楽浪や浦里に漕別れかる寄せる
鏡の影をたれとても好ひとつ恋ともけ盛

志賀を絶へ人もなき浦尾にも明暮の世
をも深きおりも頼みかけぬ道　よしくも浦しからき
御なりの世にまたまかりなりし海の　名も高き
さ能くにうつろふけく縁ま八志賀の都
花園とても大かたの山桜真野の入江の舟よ
ばひかさ漕よせくもうちうんかさ漕よせて
あくかれ　花へそ通舟に乗りてはるかへいりに

これなる舟は便船か候 シテ 是ハ山田矢走の
の渡し舟にてもなし海士の釣舟にて候
と ワキ 津への事成共も釣舟とも見えずあれハ
あら便船とハやさし也是ハ柴積く行柴舟
舟の者也 柴舟ならバ乗へとや シテ 実彼
舟を寄せ給へと
いかでや也ハ此乗せ申さんと又ハ乗る事も渕

さし渡しハ舟なれ共乗せ申さん ワキ うれしやさてハ
[illegible]柴舟法乃ちからぞ乗りの舟
ち誰又も乗ぞがなかけ風も吹かし
下
落ちて渡る波や志賀のうらあた
都人の詠めや都舟に乗れば浦々を詠
から浜へ座 舟の海の上く国ハ近江の
ささ波や山の吉これや花さきの

流布の始ハ達の西からおくさとて
此南膽部州にわまくる流行して此論ん
しきりに増くら行ハ大師乃ころ一切衆生
悉ク佛性如来常住無有變易の法
のこゝ一塊の事を教ゆる法門くびこれの
法ともりと今此大宮權現然流世厳有りど
下至海人歩百餘の肉生生まれ法ひゝ

八十年乃書の法顕此西天脇外ある
よ此の法ときは得ふされ此佛と常住ハ
識法界の妙諦なれしかし薫の繁乃
法と念りし虚無の是此論其心ゆる所
たとへ我やるとおもふ世法界身じの此代
今まで佛法の名字を今こすぐ
此叡山のありくさ虚や寿賀の浦れる

御遊の舞楽みな揃ひや 面白や涼しや
楽しみの鼓の音の、時に和し添ふの声
松風も吹き添へて、聲々も面白う
只天津みそらの雲の通ひ路、さはりなき
面白や、鶴も天飛ぶ聲の、現はるや
天地の開け始まりし、神代より
打納る山河草木、風もさはらぬ日数の

世を守り、舞の曲に、舞の袖
神さびて、松も千代の、神の代の
その御代の御神よ、御影の長き御神も
御代を守り、嶺に立ちそふ雲とかや
しも天地も神ながら、又此の金も八雲神
只潮の流れの、川の波も静かにて
家々も天照らす、これほどの治まる御代は

兎も御経乃御法にも志ひけの御ためし
花の御代にぞ成にけり

花筐

男
かやうに候者ハ越前国あちまのと申
所にハ男大迹王子に仕へ申者にて候
扨も此日の暮に都よりは勅使ありて
武烈天皇乃御代をゆつらせ給の王子に
御ゆつりありしかハ急き御上りにて
今朝とく御出ありしかハ玉章問付給ハ

大臣次第

難波

風も静にならの葉の、風も静に楢の葉の、鳴らさぬ條ぞのどけき。抑是ハ雄略天皇に仕へ奉る臣下也。偖も紀州南巣の歌に梅をさかりの家此浦也と誉申して我君の宣旨にまかせさてかく年々の勅定ハ但也にて紀州南巣歌

右下條諸若注之極
行雖多言違事誤難
計勝今亦闕不善補
不足當流秘密之加
指子令改正者也

元祿二歳己巳初冬吉辰

日本橋南通三町目
利倉屋喜兵衛
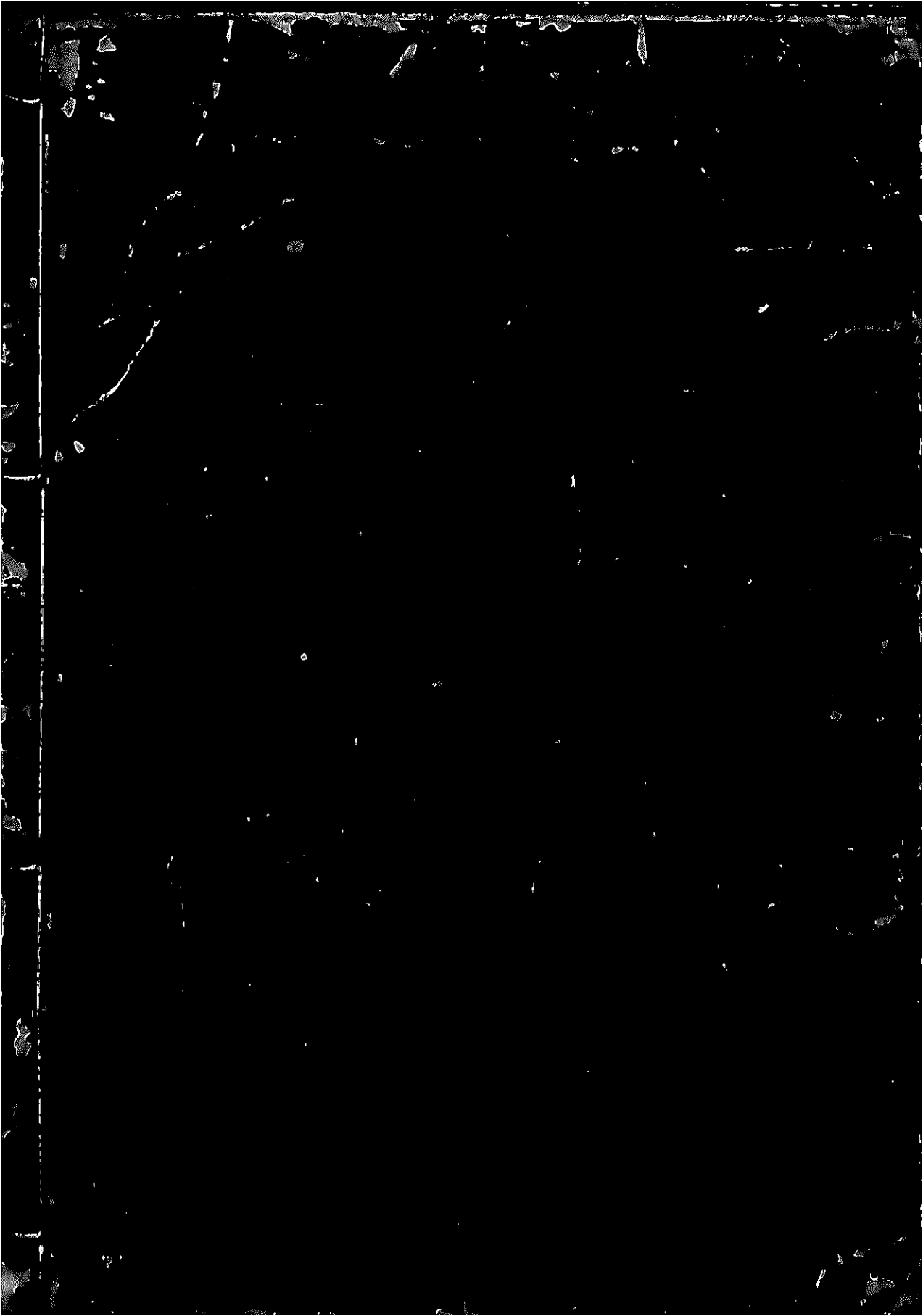
第49382號
受入
昭36.3.14